

カトリック大阪高松大司教区 和歌山共同納骨所 細則

（目 的）

第 1 条 この細則は、カトリック大阪高松大司教区共同納骨所使用管理規程（以下「管理規程」という）に基づき、和歌山共同納骨所使用上の事項について定める。

（墓地の概要）

第 2 条 和歌山共同納骨所（以下「納骨所」という）の名称、所在地は下記のとおりとなる。

カトリック和歌山共同納骨所（五色台メモリアルパーク 第 12 区内）
和歌山県海草郡紀美野町国木原 577 番地-3

（申込者の資格）

第 3 条 申込者の資格、使用料等は管理規程第 4 条のとおりとする。

（納骨所使用申込と承諾）

第 4 条 納骨所使用申込と承諾は管理規程第 5 条のとおりとする。

（使用料）

第 5 条 使用料は管理規程第 6 条のとおりとする。

（納骨）

第 6 条 納骨は管理規程第 7 条のとおりとする。

（合同納骨式）

第 7 条 合同納骨式は年 1 回（毎年 11 月第一土曜日）限定とする。

（小教区使用申込）

第 8 条 小教区使用申込みは管理規程第 8 条のとおりとする。
ただし、納骨日は合同納骨式と同日に実施するものとする。

（プレート）

第 9 条 プレートは管理規程第 9 条のとおりとする。

（メモリアルタブレット）

第 10 条 メモリアルタブレットは管理規程第 10 条のとおりとする。

（使用者の通知義務）

第 11 条 使用者の通知義務は管理規程第 11 条のとおりとする。

(解約)

第 12 条 解約は管理規程第 12 条のとおりとする。

(禁止行為)

第 13 条 禁止行為は管理規程第 13 条のとおりとする。

(墓参)

第 14 条 墓参は管理規程第 14 条のとおりとする。

(寄付金)

第 15 条 寄付金は管理規程第 15 条のとおりとする。

(細則の改廃)

第 16 条 本細則の改廃は管理委員会が教区司教の承認を受けて行う。

(細則の効力)

第 17 条 本細則は、教区司教の認可をもって効力を発する。

付則

1. 本細則にはカトリック大阪高松大司教区共同納骨所使用管理規程にもとづき、必要な細目を定める。
2. 本細則は、2026 年 10 月 1 日から施行する。

2026 年 10 月 1 日